

市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務仕様書

1 業務名

市の公共料金支払におけるクレジットカード決済業務

2 業務目的

業務効率化や経費削減を図るため、公共料金（電気・電話等）の支払いにおいて、本市に代わり、クレジットカードを用いた方法による決済を導入する。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（ただし、年度ごとに契約を更新することを前提とする。）

4 クレジットカード決済について

(1) 対象経費

公共料金：電気料金、電話料金（携帯電話料金を含む。）、NHK料金 等

(2) 調達するクレジットカードの要件

クレジットカードの利用に際して、公共料金請求事業者とクレジットカード事業者の間において、当該請求者が本市からの支払を受けることとなる当該支払いの納付事務について、当該請求者から当該クレジットカード事業者に対して委任する取扱い又は、当該請求者が有する債権を当該クレジットカード事業者に譲渡する取扱いとなっていること。

ア クレジットカードの種別

- ① パーチェシングカード（プラスチックカード不発行）であること
- ② カード名義は、所属名など任意で設定できること
- ③ 追加費用が発生することなく、カード番号を追加できること
- ④ 所属別にクレジットカード決済ができること
- ⑤ 利用可能なブランドには、Mastercard®、Visa、JCBのいずれかを含むものとする
- ⑥ 利用可能枠については、本市と協議の上で決定すること
- ⑦ クレジットカード決済により、ポイントが発生しないものであること
- ⑧ キャッシングサービスは利用できないこと

イ 利用所属数

約 90 所属とし、最大約 120 所属を想定する。

(3) クレジットカード決済に関する利用明細及び請求

ア クレジットカード利用料金の支払い

原則として、締め日は毎月末日とし、締め日の翌月 10 日までに請求を行い、締め日の翌月末を支払期日とすること。なお、クレジットカード利用料金の支払方法は銀行振込とし、請求書に振込先の口座情報を記載すること

イ 利用明細及び請求書の作成

- ① クレジットカード事業者は、上記の請求期日までに各所属に対して、請求書及び利用明細書を作成し、それらをWeb上からダウンロードできるようにすること
- ② 利用明細書には「取引日」、「取引先」及び「取引金額」を記載すること
- ③ 請求書及び利用明細書を紙媒体で発行し、各所属に対し郵送が可能な場合、その旨を企画提案書「独自の取組・提案」に記載すること

5 契約額

本契約に係る手数料及び年会費は一切生じないものとする。

6 その他

- (1) 事業者は、地方自治体との契約実績を有し、本市のクレジットカード決済の導入について、適切なサポートを行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、本市及び受託者双方の協議のうえ、決定すること。